

平成16年度税制改正（確定拠出年金関係）について

確定拠出年金の拠出限度額の引上げ等

（1）拠出限度額の引上げ

確定拠出年金の拠出限度額について、以下のとおり引き上げる。

〔企業型〕

他の企業年金がない場合	3. 6万円／月 → <u>4. 6万円／月</u>
他の企業年金がある場合	1. 8万円／月 → <u>2. 3万円／月</u>

〔個人型〕

企業年金がない場合	1. 5万円／月 → <u>1. 8万円／月</u>
自営業者等	6. 8万円／月→据え置き

※ 実施は、年金改正法公布後 平成16年10月目途を予定

※ 厚生年金基金や適格退職年金等から確定拠出年金への制度移行に伴う原資の
移換限度額も併せて撤廃

（2）中途脱退時の要件緩和

少額資産の場合の中途引出し要件の緩和を図る。

- ・企業型から個人型に移行した者であって、第3号被保険者等個人型に拠出できない者については、資産が50万円以下の場合は脱退を認める。
- ・資産が1. 5万円以下の者は、個人型に移行することなく退職時に企業型での脱退を認める。

厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金等に係る積立金に対する特別法人税の撤廃

現行どおり（認められず）

（注）平成15年度税制改正で平成15年度、16年度は特別法人税は凍結。

確定給付企業年金等の資産移換時の非課税等（ポータビリティ 〔企業年金の通算措置〕の確保）

法案の内容を見て検討する。

平成16年度税制改正大綱

(年金関係抜粋)

平成15年12月17日
自由民主
公明党

目 次

第一 持続可能な社会保障制度と地方分権の推進を支える税制の確立を目指して ---	1
第二 平成16年度税制改正の基本的考え方 -----	3
第三 平成16年度税制改正の具体的な内容 -----	8
一 住宅・土地税制 -----	8
二 中小企業・ベンチャー支援 -----	16
三 金融・産業の構造改革を促進する税制 -----	19
四 金融・証券税制 -----	20
五 年金税制 -----	22
六 地方分権への対応（三位一体改革等） -----	23
七 国際課税 -----	24
八 農林漁業対策-----	26
九 環境対策 -----	28
十 その他の政策税制 -----	31
十一 その他 -----	44
第四 検討事項 -----	49

第一 持続可能な社会保障制度と地方分権の推進を支える税制の確立を目指して

今、わが国は、構造改革を着実に進め、活力ある経済社会を実現していくため、多くの基本的な課題に取り組まなければならない。

第一は、少子高齢化社会における年金、医療、介護等を抜本的に再構築し、持続可能で国民が信頼できる社会保障制度を確立していく必要がある。特に年金制度については、平成 21 年度までに基礎年金の国庫負担割合を段階的に 2 分の 1 に引き上げるための安定した税財源を確保する。

その際、税と社会保険料負担を合わせた国民負担の水準を抑制し、将来にわたってわが国経済社会の活力を維持するようにつとめる。

第二は、「国から地方へ」の考え方方に立ち、地方の自立と地域経済の発展を目指して、真の地方分権を推進し、地方自治の確立を図っていく必要がある。特に、平成 18 年度までに、約 4 兆円の国庫補助負担金の廃止・縮減等を行うとともに、地方交付税の見直しと地方への税源移譲を行う「三位一体改革」を進めることが求められている。

その際、地方行革を徹底して進め、地方財政の健全化を図っていくことが重要である。

こうした諸課題を解決するため、むこう数年間のうちに、次のような税制の抜本改革に取り組むこととする。

- 1 平成 16 年度税制改正において年金課税の適正化を行う。この改正により確保される財源は、平成 16 年度以降の基礎年金拠出金に対する国庫負担の割合の引上げに充てるものとする。
- 2 平成 17 年度及び平成 18 年度において、わが国経済社会の動向を踏まえつつ、いわゆる恒久的減税（定率減税）の縮減、廃止とあわせ、三位一体改革の中で、国・地方を通じた個人所得課税の抜本的見直しを行う。これにより、平成 17 年度以降の基礎年金拠出金に対する国庫負担割合の段階的な引き上げに必要な安定した財源を確保する。
- 3 国と地方のいわゆる三位一体改革の一環として、平成 18 年度までに所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実現することとする。この本格的な税源移譲

を実現するまでの間の暫定的措置として、平成 16 年度税制改正において所得譲与税を創設し、所得税の一部を税源移譲する。

4 平成 19 年度を目途に、年金、医療、介護等の社会保障給付全般に要する費用の見通し等を踏まえつつ、あらゆる世代が広く公平に負担を分かち合う観点から、消費税を含む抜本的税制改革を実現する。

第二 平成16年度税制改正の基本的考え方

2 高齢社会への対応

(1) わが国社会の高齢化が急速に進展する中、国民が元気かつ安心して暮らしていくには、高齢者を含め全ての国民が共助の気持ちを持って共に支えあう社会の確立が必要である。このような観点から、高齢者と現役世代との世代間の税負担のバランスの確保、更には、所得に格差のある高齢者間の世代内の税負担の公平を図る観点から、年齢だけを基準に、現役世代と比較して特別に優遇する措置となっている公的年金等控除の65歳以上の者の上乗せ措置及び老年者控除を廃止する。

ただし、標準的及びそれ以下の年金だけで暮らしている高齢者世帯に配慮するため、公的年金等控除の最低保障額を加算する特例措置を講ずる。

(2) 年金制度改革における公的年金の給付水準の見直しに伴い、自助努力の支援として、確定拠出年金制度の拡充を図る。

第三 平成 16 年度税制改正の具体的内容

五 年金税制

- 1 公的年金等控除及び老年者控除について、次の見直しを行う。
 - (1) 公的年金等控除のうち、年齢 65 歳以上の者に対して上乗せされている措置を廃止する。
 - (2) 老年者控除を廃止する。
 - (3) 老年者特別加算として年齢 65 歳以上の者の公的年金等控除の最低保障額を 50 万円加算し、120 万円とする特例措置を講ずる。
(注) これらの改正は、平成 17 年分以後の所得税及び平成 18 年度分以後の個人住民税について適用する。
- 2 公的年金等に係る源泉徴収
 - (1) 上記 1 の改正に伴い、特定公的年金等に係る源泉徴収について、特定公的年金等の支払額からの控除額等の見直しを行う。
(注) 上記の改正は、平成 17 年 1 月 1 日以後に支払うべき公的年金等について適用する。
 - (2) 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則の規定による特例年金に係る源泉徴収の方法の整備を図る。
(注) 上記の改正は、平成 16 年 6 月 1 日以後に支払うべき公的年金等について適用する。
- 3 確定拠出年金制度
 - (1) 確定拠出年金の拠出限度額について、次のとおり引き上げる。

① 企業型	(現行)	(改正案)
イ 他の企業年金がない場合	月額 3.6 万円	月額 4.6 万円
ロ 他の企業年金がある場合	月額 1.8 万円	月額 2.3 万円

② 個人型		
・ 企業年金がない場合	月額 1.5 万円	月額 1.8 万円
 - (2) 少額資産の場合の中途引出し要件の緩和を図る。

平成16年度税制改正の要綱

平成16年1月16日
閣議決定

最近の社会経済情勢及び財政状況を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、住宅・土地税制、中小企業関連税制、金融・証券税制、法人税制、国際課税等について適切な措置を講ずるとともに、年金税制について、年金制度改革に資する観点をも踏まえつつ、世代間及び世代内の公平を確保するための見直しを行う。併せて、地方分権を推進する観点から所要の措置を講ずる。具体的には、次のとおり税制改正を行うものとする。

六 年金税制

1 公的年金等控除及び老年者控除

- (1) 公的年金等控除のうち、年齢65歳以上の者に対して上乗せされている措置を廃止する。
- (2) 老年者控除を廃止する。
- (3) 老年者特別加算として年齢65歳以上の者の公的年金等控除の最低保障額を50万円加算し、120万円とする特例措置を講ずる。

(注) 上記(1)から(3)までの改正は、平成17年分以後の所得税について適用する。

2 公的年金等に係る源泉徴収

- (1) 上記1の改正に伴い、特定公的年金等に係る源泉徴収について、特定公的年金等の支払額からの控除額等の見直しを行う。

(注) 上記の改正は、平成17年1月1日以後に支払うべき公的年金等について適用する。

- (2) 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則の規定による特例年金に係る源泉徴収の方法の整備を図る。

(注) 上記の改正は、平成16年6月1日以後に支払うべき公的年金等について適用する。

3 確定拠出年金制度

- (1) 確定拠出年金の拠出限度額について、次のとおり引上げる。

① 企業型	(現 行)	(改正案)
-------	-------	-------

イ 他の企業年金がない場合	月額3.6万円	月額4.6万円
ロ 他の企業年金がある場合	月額1.8万円	月額2.3万円

② 個人型

・ 企業年金がない場合	月額1.5万円	月額1.8万円
-------------	---------	---------

- (2) 少額資産の場合の中途引出し要件の緩和を図る。